

長時間労働者の健康管理と事後措置

フローリッシュ社労士事務所 所長

(一社) 名北労働基準協会専門相談員

特定社会保険労務士・産業カウンセラー

新美 智美

長時間労働は、疲労回復に必要な睡眠・休養時間を減少させ、脳疾患や心臓疾患などの重大な健康障害を引き起こす可能性があります。また、長時間労働によるストレスで、精神疾患を発症する場合もあります。働くことにより労働者が健康を損なうようなことはあってはならず、そのためには長時間にわたる過重労働を削減していくとともに、長時間労働者の健康管理に係る措置を適切に行うことが重要です。

健康障害の予防のため、労働安全衛生法では長時間労働者を対象に医師による面接指導を行うことを義務付けています。この面接指導を行う医師は産業医の要件を備えた医

師であることが望ましいです。法令で定められている主なポイントは以下のとおりです。

- (1) 時間外・休日労働時間が1カ月当たり100時間(※)を超える長時間労働者であつて、申出を行った者については、医師による面接指導が義務付けられています。
- ※時間外・休日労働時間の算出方法

時間外・休日労働時間数Ⅱ1カ月の総労働時間数Ⅰ(計算期間(1カ月の総日数/7)×40(1カ月の総労働時間数Ⅱ労働時間数+延長時間数+休日労働時間数))

(2) 面接指導は、本人の申し出によつて行います。なお、この申し出は、時間外・休日労働の算定が

行われてから概ね1カ月以内に行われるようにし



てください。

- (3) 申し出から、概ね1カ月以内に医師による面接指導を行います。
- (4) さらに、時間外・休日労働時間が1カ月当たり80時間を超えて疲労の蓄積が認められたり、健康上の不安を有している労働者、事業場で定めた

基準に該当する労働者にも、面接指導等の必要な措置を実施することが求められています。この事業場における基準については衛生委員会等で審議し事業者が決定しますが、少なくとも時間外・休日労働時間が「1カ月当たり100時間を超える従業員」と「2カ月な

いし6カ月の平均で1カ月当たり80時間を超える従業員」については該当する全従業員を対象に面接指導を行うようにしましょう。

(5) 時間外・休日労働時間が1カ月当たり45時間を超える労働者がいる場合には、従業員の健康確保の観点から必要な措置を行うことが望まれます。

事業者は面接指導後の概ね1カ月以内に、面接指導実施者の就業上の措置に関する意見を医師から聴取します。事業者は、この医師からの意見を勘案して、必要に応じて、

労働時間の短縮等の措置(例Ⅱ就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少等)を講じなければなりません。

また過重労働による健康障害を防止するためには、長時間労働にならないよう労働時間を管理することが必要です。時間外労働や休日労働を削減し、年次有給休暇の取得を推進する等の対策が望まれます。

当協会では、長時間労働の是正と働き方改革の実現について、平成30年2月16日ウインクあいちで「労働問題総合対策セミナー」を開催いたしました。『過労死・過労自殺の舞台裏』、『企業に求められる働き書いた改革について』をテーマに特別講演とパネルディスカッションを行います。詳しくは、本誌同封の案内をご覧ください。

イラスト・森沢康代